



五條市公告第75号
令和7年5月30日

入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び五條市契約規則（昭和39年五條市規則第4号）第3条の規定に基づき公告する。

五條市長 平岡清司



1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 市有財産売却
(2) 売却物件

物件名	敷地面積／ 建物面積 (㎡)	用途地域	予定価格 (最低売却価格)	地目
旧岡保育所	2410.83／461.22	市街化調整区域	14,453,910 円	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 五條市税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (3) 指定日までに売買代金の支払いができる者であること。
- (4) 公告日から契約締結までの間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者
- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例（平成24年3月五條市条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- ② 暴力団（五條市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的

- で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の規定に抵触する行為を行っていないこと。
- (8) 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

3 契約条項を示す場所及び日時等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒637-8501 五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号

五條市 総務部 総務管財課

電 話 0747-22-4001 (内線 247)

F A X 0747-24-5611

電子メール soumukanzai@city.gojo.lg.jp

五條市ホームページ <https://www.city.gojo.lg.jp>

- (2) 市有地売却入札実施要項の交付方法

①入手方法

ア 五條市公式ホームページからのダウンロード

イ (1) に示す場所における交付

②交付期間

令和 7 年 6 月 2 日 (月) から令和 7 年 6 月 17 日 (火) まで

※ (2) のイに示す方法による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までに限る。

4 入札書の到着期限及び開札の日時等

- (1) 到着期限及び提出先

①令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 5 時まで必着

②〒637-8799 日本郵便五條郵便局留 五條市役所総務管財課 行
※簡易書留郵便による。

- (2) 開札の日時及び場所

① 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午前 10 時

② 奈良県五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号
五條市役所 2 階 会議室 2-5

- (3) 入札方法等

郵便入札による。

本売却物件についての市有財産売却要項記載のとおり。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金 要する

落札者は、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付するものとします。※ただし、契約保証金は契約金額の一部に充当することができる。

(3) 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札、市有財産売却入札実施要項に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する経費については落札者による負担とします。

(5) その他詳細は、市有財産売却入札実施要項及び五條市財産売却事務要綱（令和6年7月告示150号）による。